

パリ協定署名とJCM、注目される日本の環境技術



パリ協定署名

2016年4月22日、昨年末に開かれたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択された**パリ協定**の署名式が、米国ニューヨークの国連本部で開催され、171の国と地域が参加しました。

パリ協定は1997年の京都議定書以来18年ぶりに合意がなされた**温暖化対策への国際的な枠組み**であり、途上国を含む全ての国に参加が促されました。

また、世界共通の長期目標設定に加え、新たな市場メカニズムの活用等も盛り込まれました。これは、世界的に環境対策への関心を高めるだけでなく、環境技術に強みを持つ**エネルギー関連企業にとっては、海外事業を拡大させる絶好の機会**になると期待されています。(参考1)の3番目にある削減成果の国際的取引に関する市場メカニズムの規定に、日本が提案する**二国間クレジット制度(JCM)**が含まれています。同制度を活用して、日本企業が有する高い低炭素技術や製品等の海外普及が進むことが期待されます。

(参考1)パリ協定での主な合意内容

- ✓ 世界の気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満とし、各国が1.5℃以内に抑えるために努力するという**世界共通の長期目標を設定**
- ✓ **途上国も含めた全ての国**が温室効果ガスの排出削減目標を提出し、5年毎に見直しを行う
- ✓ 複数の締約国が目標達成のため協力し、**削減成果を国際的に取引できることを規定**
- ✓ 先進国から途上国への資金支援を引き続き行うとともに、途上国も自主的な資金拠出を行う
- ✓ 発効には、世界の温室効果ガスの排出量の55%以上を占める、55カ国以上の批准が必要

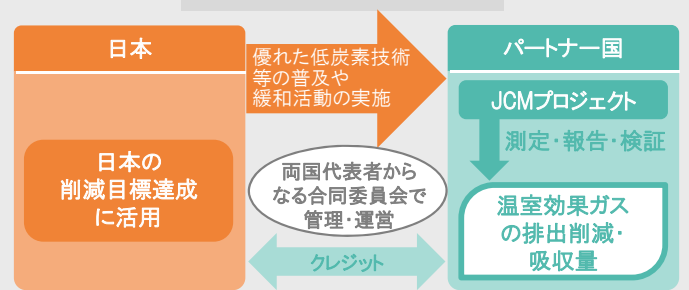
(出所)各種報道等より三菱UFJ国際投信作成

JCM(二国間クレジット制度)の活用

JCMとは、**低炭素技術や製品等の普及等による相手国の温室効果ガスの排出削減への貢献を定量評価し、自国の削減目標の達成に活用する仕組み**です。

日本は過去、京都議定書の目標達成のため、多額の温室効果ガスの排出権購入等を実施していました。パリ協定においては、温室効果ガスの排出削減促進に向けて、JCMの活用を通じた環境ビジネスの海外展開拡大が期待されます。

(参考2)JCMの仕組み



(出所)新メカニズム情報プラットフォームの資料より三菱UFJ国際投信作成

日本政府が策定を進めている「**エネルギー・環境イノベーション戦略**」の原案においては、温室効果ガスの排出削減に貢献する革新技術の開発推進や、国際共同開発への積極的な参加などが挙げられています。

2013年以降、日本は16の国とJCMを構築していることから、アジア諸国を中心に**日本の技術に対する海外からの関心の高さ**がうかがえます。

(参考3)日本とJCMを構築した国

モンゴル('13/1)	コスタリカ('13/12)
バングラデシュ('13/3)	パラオ('14/1)
エチオピア('13/5)	カンボジア('14/4)
ケニア('13/6)	メキシコ('14/7)
モルディブ('13/6)	サウジアラビア('15/5)
ベトナム('13/7)	チリ('15/5)
ラオス('13/8)	ミャンマー('15/9)
インドネシア('13/8)	タイ('15/11)

※カッコ内は合意年月

(出所)新メカニズム情報プラットフォームの資料より三菱UFJ国際投信作成

環境技術の海外展開拡大への期待

環境省では、これまで50件以上の温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトにJCM資金支援事業として設備補助等の資金支援を実施しています。

2016年5月13日には、日本とインドネシアで実施しているJCM「冷凍設備等の省エネルギープロジェクト」において、**制度開始以降初めてクレジットが発行**され、日本は311トン分の温室効果ガス削減貢献を獲得しました。

今後も、制度の進展と日本の高い環境技術の海外普及が期待され、高い技術力を有する日本企業への注目はさらに高まると考えられます。高い発電効率のための技術、環境技術、省エネ技術、新エネルギー技術等を有する企業に注目です。

裏面の「留意事項」の内容を必ずご覧ください。

留意事項

投資信託のご購入に際しての留意事項

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

■購入時(ファンドによっては換金時)に直接ご負担いただく費用

購入時(換金時)手数料… **上限3.24%(税込)**

※一部のファンドについては、購入時(換金時)手数料額(上限37,800円(税込))を定めているものがあります。

■購入時・換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額…ファンドにより変動するものがあるため、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することができません。

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬)… **上限 年3.348%(税込)**

※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。

■その他の費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等でご確認ください。

※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することができません。お客さまにご負担いただく費用の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈ご注意〉 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三菱UFJ国際投信が運用するすべての公募投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をご覧ください。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は、COP21で採択されたパリ協定およびJCM等に関する情報提供のために三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- クロージド期間のある投資信託は、クロージド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。

リスク

【株式の投資に係る価格変動リスク】 株式への投資には価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、株式の価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

【信用リスク】 信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。この場合、有価証券等の価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

【流動性リスク】 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。この場合、有価証券等の価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

本資料の作成は



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会